

静岡県人事委員会は、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1340

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-371）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあってはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p>

あるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 条例第23条の4第1項に規定する職員で
中学校小学校教育職給料表の適用を受ける
もの その者の属する職務の級及びその者
の受ける号給 (その者が、定年前再任用短
時間勤務職員であるときは、その者の属す
る職務の級とする。以下同じ。)に対応する
別表第1に掲げる額

(2) (略)

(3) 前条に規定する職員 (次号から第5号ま
でに掲げる職員を除く。) その者の属する
職務の級及びその者の受ける号給に対応す
る別表第2に掲げる額

(4) 前条に規定する職員のうち、条例第23条
の3第1項の規定による定時制通信教育手
当 (以下「定時制通信教育手当」という。)
又は条例第23条の2第1項若しくは第2項
の規定による産業教育手当 (以下「産業教
育手当」という。)を支給される職員で、定
時制教育 (夜間において授業を行う課程に
係るものに限る。)若しくは通信教育又は農
業若しくは水産に係る産業教育に従事する
もの その者の属する職務の級及びその者
の受ける号給に対応する別表第2に掲げる
額に4分の3を乗じて得た額 (定時制通信
教育手当及び産業教育手当の支給を受けな
い期間にあっては、別表第2に掲げる額)

(5) 前条に規定する職員のうち、定時制通信
教育手当又は産業教育手当を支給される職
員で、前号に掲げる職員以外のもの その
者の属する職務の級及びその者の受ける号

(1) 条例第23条の4第1項に規定する職員で
中学校小学校教育職給料表の適用を受ける
もの その者の属する職務の級及びその者
の受ける号給 (その者が、定年前再任用短
時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和25年法
律第261号) 第22条の4第3項に規定する定
年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同
じ。)であるときは、その者の属する職務の
級とする。以下同じ。)に対応する別表第1
に掲げる額

(2) (略)

(3) 前条に規定する職員 (次号及び第5号に
掲げる職員を除く。) その者の属する職務
の級及びその者の受ける号給に対応する別
表第2に掲げる額

(4) 前条に規定する職員のうち、条例第23条
の2第1項若しくは第2項の規定による産
業教育手当 (以下「産業教育手当」とい
う。)又は条例第23条の3第1項の規定によ
る定時制通信教育手当 (以下「定時制通信
教育手当」という。)を支給される職員で、
農業若しくは水産に係る産業教育又は定時
制教育 (夜間において授業を行う課程に係
るものに限る。)若しくは通信教育に従事す
るもの その者の属する職務の級及びその
者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる
額に4分の3を乗じて得た額 (産業教育
手当及び定時制通信教育手当の支給を受け
ない期間にあっては、別表第2に掲げる
額)

(5) 前条に規定する職員のうち、産業教育手
当又は定時制通信教育手当を支給される職
員で、前号に掲げる職員以外のもの その
者の属する職務の級及びその者の受ける号

給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

2 前項の規定にかかわらず、次条第1号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に定める額に、学級担任加算額としてそれぞれ3,000円をえた額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項又は第2項の規定による額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。）勤務時間条例第2条第4項の

規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

第3条の2 条例第23条の4第2項の人事委員会規則で定める校務類型は、次の各号に掲げる校務の種類とし、義務教育等教員特別手当は、当該校務の種類に応じて支給する。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

(支給方法)

第4条 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(条例附則第14項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)

第6条 条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「別表1に掲げる額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第2号から第5号までの規定中「別表2に掲げる額」とあるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生

給料の支給方法に準じて支給する。ただし、前条第1号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額については、当該職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第24条第1項に規定する休職の場合及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第1号に規定する特別休暇の場合を除く。）は、第3条第2項の規定は適用しない。

(条例附則第14項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)

第6条 条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「別表第1に掲げる額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第2号から第5号までの規定中「別表第2に掲げる額」とあるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の

じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

中学校小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1～4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5～8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21～24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25～28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29～32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33～36	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37～40	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41～44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45～48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49～52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53～56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57～60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61～64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65～68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69～72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73～76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77～80	2,800	3,700	4,700	5,200	
定年前						
再任用	81～84	2,800	3,800	4,800	5,200	
短時間	85～88	2,800	3,800	5,000	5,300	
勤務職	89～92	2,900	3,900	5,000	5,300	

員以外 の職員	93～96	3,000	4,000	5,000	5,300		
	97～100	3,100	4,100	5,100			
	101～104	3,100	4,200				
	105～108	3,200	4,300				
	109～112	3,200	4,400				
	113～116	3,200	4,400				
	117～120	3,300	4,500				
	121～124	3,300	4,600				
	125～128	3,300	4,700				
	129～132		4,700				
	133～136		4,700				
	137～140		4,700				
	141～144		4,700				
	145～148		4,800				
	149～152		4,900				
	153～156		4,900				
	157～160		4,900				
	161～164		5,100				
	165		5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1～4	1,300	1,700	4,000	5,100
	5～8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9～12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	4,200	5,400
	17～20	1,600	2,100	4,400	5,500
	21～24	1,700	2,200	4,400	5,600
	25～28	1,800	2,300	4,600	5,600
	29～32	1,900	2,400	4,700	5,600
	33～36	1,900	2,600	4,700	5,600
	37～40	2,000	2,600	4,800	5,600
	41～44	2,200	2,800	4,900	
	45～48	2,200	3,000	5,000	
	49～52	2,300	3,200	5,100	
	53～56	2,400	3,300	5,100	
	57～60	2,400	3,400	5,200	
	61～64	2,500	3,500	5,200	
	65～68	2,600	3,700	5,300	
	69～72	2,600	3,800	5,300	
	73～76	2,700	3,800		
	77～80	2,800	3,900		
定年前	81～84	2,800	4,000		
再任用	85～88	2,800	4,100		
短時間	89～92	2,900	4,200		

勤務職員以外の職員	93～96	3,000	4,300		
	97～100	3,100	4,400		
	101～104	3,100	4,400		
	105～108	3,200	4,500		
	109～112	3,200	4,600		
	113～116	3,200	4,700		
	117～120	3,300	4,700		
	121～124	3,300	4,700		
	125～128	3,300	4,700		
	129～132	3,400	4,700		
	133～136	3,400	4,800		
	137～140	3,400	4,900		
	141～144	3,500	4,900		
	145～148	3,500	4,900		
	149～152	3,500	5,100		
	153～156	3,500			
	157	3,600			
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。